

令和7年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和7年4月10日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

2番 大井 栄一	3番 中野 栄
4番 三須 清一	6番 森 茂
7番 川村 泉治	8番 根本 博
9番 大炊 三枝子	10番 田口 忠

4. 欠席委員

1番 正木 善昭	5番 宮久保 勝
----------	----------

5. 出席事務局職員

局長	大井 一郎
次長	鈴木 光一
主任	片桐 圭悟
主査	富塚 隆則

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

議案第3号 非農地判断について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第18条（通知）について

三須清一会長 ただいまから令和7年第4回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員8名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

2番 大井 栄一委員

3番 中野 栄委員をお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第5条について」4件、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）6件、議案第3号「非農地判断について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

提出日 令和7年4月10日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も 1 ページからとなります。

整理番号 1 番の申請地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 973 平方メートルの使用貸借権を設定するものです。

転用目的は、資材置場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約 100m に位置しています。

位置図は、議案資料の 5 ページをご覧ください。

受人は海野建設株式会社で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

当該地は、隣地である〇番〇を資材置場として利用してしまいました。

なお、当該地は、平成 25 年から資材置場として利用されており、現在に至ります。

このため、始末書の提出を求めました。

資料の 3 ページに添付しています。

なお、隣接地に農地はありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 1 号整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。

農地法第 5 条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第 2 調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号整理番号 1 番「農地法第 5 条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第1号整理番号2番から4番「農地法第5条について」審議したいと思います。

整理番号2番から4番は同一事業のため、一括して審議いたします。

なお、整理番号2番から4番については、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案第1号整理番号2番から4番は同一事業のため、一括して説明いたします。

議案資料は13ページからとなります。

申請地は、○○○地先の田3筆、合計面積は10,458平方メートルです。

所在地は、○○○○○○○○○○の南西側約700メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の26ページをご覧ください。

受人は聖建工業有限会社で、渡人は○○と○○○○の方です。

申請理由は、一時転用に伴う使用貸借で農地改良です。

道路高から1メートル高く盛土し畑地とするもので、令和7年3月18日に農地改良に係る事前相談申請書を受付けています。

埋立区域は隣接農地沿いに延長342メートル、高さ30センチ、幅90センチの小堤

を築堤します。

また、30度未満の法面を施工します。

雨水は小堤内で自然浸透します。

事業費は〇円で、自己資金を用いて、聖建工業有限会社が負担するとのことです。

他法令については、千葉県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく申請手続き中です。

隣接農地所有者には、被害防止対策等について説明したところ、特に意見はありませんでした。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号整理番号2番から4番について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、手賀沼土地改良区域内であり、農地区分は農用地区域内農地となります。

農地の効率的な利用を目的に優良な畑にする一時転用であり、また資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題もないことから、第2調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号整理番号2番から4番の「農地法第5条について」質疑に入ります。

なお、〇委員が関係者となっています。

先ほど申しましたとおり、〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(○委員退出)

意見がある委員は挙手をお願いします。

はい。中野栄委員。

中野栄委員 この場所は耕作放棄地となっている農地で、たぶん下から水が湧いてくるのが原因で、土壌が悪く耕作ができないと思われるのですが、そういった場所に埋め立てをして、隣接農地に水が流出するような心配はないのですか。

三須清一会長 事務局をお願いします。

事務局 地下水については、申請者に確認をしましたが、地下の状況についてくわしいことはわからないというところではありますが、暗渠を入れて排水の対策をとるとの説明はございました。

三須清一会長 はい。中野委員

中野栄委員 埋め立てをしたところに暗渠を入れても、現状地盤から水が出ると思いますので、それでは不十分ではないかと思うのですが。暗渠を入れるにしても現状地盤の下に暗渠を入れて水を逃がさないという意味が無いと思われそうですが。

三須清一会長 事務局、わかりますか。

暫時休憩します。

三須清一会長 再開いたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 暗渠については、議案資料 28 頁の図面の南側、15 番と 12 番を結ぶラインと

北側、4番と7番を結ぶライン上に現状地盤のやや上に東西に延びるように設置させ各境界線上に埋め立てた土の中に道路と同じ高さで東西に延びる形で2本、全部で4本の暗渠を設置し排水対策とするとのことでした。

三須清一会長 中野委員よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 他にございませんか。

他に意見がないようですので質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号2番から4番については原案どおり許可することに決定いたしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室)

三須清一会長 次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」、次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年4月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は62ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、6件です。

整理番号1番から6番の転貸人は全て公益社団法人千葉県園芸協会のため、説明を省かせていただきます。

整理番号1番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田12筆、合計面積は39,322平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は8年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号2番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,070平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号3番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は271平方メートルです。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号4番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は8,344平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号5番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,999平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇キログラムです。

整理番号6番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇地先の地目畑1筆、面積は1,149平方メートルです。

受人は〇〇の新規就農者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約9.88ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻も250日、子も250日、弟も250日で、弟の妻が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約4ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が100日、父が300日、母が280日、祖母が60日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号3番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約1.81ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

整理番号4番、整理番号5番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約16.56ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間260日、母が240日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号6番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約0.15ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第 3 号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 3 号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請があったので、審議を求める。

提出日 令和 7 年 4 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は 71 ページになります。

位置図は、議案資料の 72 ページになります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地 2 筆、合計面積は 1,113 平方メートルです。

昭和 63 年 9 月当時から宅地と車庫として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします

す。

大炊三枝子調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

第2調査会で申請者及び代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は、昭和63年9月当時から宅地として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第2調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり非農地として判断することとしました。

続いて報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告致します。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。

届出事由は、駐車場が1件です。

報告第2号は「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、7

件受理しました。

届出事由は、住宅が6件、共同住宅が1件です。

報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。

通知の事由は、合意による解約が1件です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年第4回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。